

身寄りのない高齢者(おひとりさま)等の身元保証等を考える勉強会 中間とりまとめ ～「誰もが安心して歳を重ねることができる社会へ」～

令和5年8月

身寄りのない高齢者(おひとりさま)等の身元保証等を考える勉強会

はじめに

我が国では、高齢化の進展や社会の変容に伴い、独居の高齢者等が急増しており（独居世帯数：約670万世帯、高齢者世帯の約30%）、医療機関への通院時の付き添いや入院・介護施設への入所の際の身元保証¹、身の回りの生活支援や見守り、葬儀や死後の財産処分などの死後事務、それらへの当人の意思決定等について、家族・親族の支援を受けることができず、第三者の支援が必要な方々が増加²し、社会的に大きな問題となりつつある。

この問題は、深刻化する孤立・孤独問題の側面を有しており、身寄りのない高齢者（おひとりさま）等への支援は、医療機関や介護施設の職員、ケアマネジャー等が職務外のことを無償でいわば「シャドウワーク」として担わざるを得ないことが多く、その負担は大きい。

そのような状況から、一人暮らしで身寄りのない高齢者等を対象として、①通院時の付き添いや入院・入所時の身元保証、②身の回りの生活支援や見守り、③死後の対応等を行う、身元保証等高齢者サポート事業者（以下「事業者」という。）への需要も高まっているが、トラブル³も散見され対応が急務である。

今後、増加が見込まれる身寄りのない高齢者等への対応はますます重要になり、岸田総理も5月に国会で「厚生労働省を中心に、民間の身元保証等のサポートを行う事業等について、実態把握や課題の整理を行い、その結果を踏まえて、必要な対策を政府として講じていきたい」と答弁されている。

本勉強会では、身寄りのない高齢者（おひとりさま）等をはじめ、誰もが安心して歳を重ねることができる社会を実現するため、関係者と意見交換を重ねてきたところであり、中間的なとりまとめとして、以下提言する。なお、本提言により実現される諸施策は、身寄りのない高齢者の方のみならず、親なき後の生活に不安のある知的障害のある方等にとっても安心して利用できる仕組みを提供することになろう。

記

¹ 「身元保証」の明確な定義はないが、ここでは、要する費用等の連帯保証、緊急連絡先・緊急時対応の引受けなどを指す。

² 独居の高齢者のみならず、家族・親族がいても、その家族・親族に支援する余力がない場合や（家族・親族が高齢、病気等である等）、関係が疎遠等のため支援が得られない場合もある。

³ 身元保証サービスを提供する団体が経営破綻し多額の預託金が損失した事件が発生したほか（平成28年公益財団法人日本ライフ協会）、十分な理解がないまま残余資金を事業者に寄付する契約を結んでしまうことや、契約した生活支援等のサービスが受けられないといったことがある。